

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- | | |
|--------------|------------------------|
| (1) 調達番号 | 医保001 |
| (2) 調達件名及び数量 | 共焦点レーザー顕微鏡移設業務 |
| (3) 納入期限 | 契約日から2020年10月31日 |
| (4) 納入場所 | 国立大学法人大阪大学 医学系研究科保健学専攻 |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-7
国立大学法人大阪大学医学系研究科保健学事務室会計係
電話 06-6879-2626
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
2020年9月17日(木) 17時00分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

第2号様式

見 積 書

調達番号：医保001

調達件名：共焦点レーザー顕微鏡移設業務

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

2020年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

第5号様式の6

契 約 書 (案)

請負の表示 共焦点レーザー顕微鏡移設業務
請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科長 森井 英一と受注者 〇〇との間において、上記の請負業務 (以下「業務」という。) について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。
- 第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第3条 業務は、国立大学法人大阪大学医学系研究科保健学専攻において、これをするものとする。
- 第4条 受注者は、本契約に基づく資材 (廃棄物) 等の運送にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守すること。
- 第5条 契約期間は、2020年9月 〇〇日から2020年10月31日までとする。
- 第7条 受注者は発注者に対し、業務完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学医学系研究科保健学事務室会計係に送付する方法で交付するものとする。
- 第8条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第9条 契約保証金は免除する。
- 第10条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第11条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

年 月 日

発注者
吹田市山田丘1番7号
国立大学法人大阪大学
医学系研究科長 森井 英一 印

受注者

共焦点レーザー顕微鏡移設業務仕様書

1. 目的

この仕様書は、大阪大学大学院医学研究科免疫細胞生物学講座が所有する共焦点レーザー顕微鏡（以下「機器」という。）の設置、調整を含む移設業務等に関し、必要な事項を定め、この業務の円滑な実施を図ることを目的とする。

2. 業務実施時間

現地での作業については、土曜日、日曜日及び休日を除き、午前9時から午後5時の間に実施するものとする。

3. 委託業務の対象機器

ライカマイクロシステムズ株式会社製

共焦点レーザー顕微鏡 TCS SP5 MP 2台

共焦点レーザー顕微鏡 TCS SP8 MP 1台

4. 業務の内容

(1) 機器の現状確認

ア 大阪大学大学院医学系研究科免疫細胞生物学講座に設置している対象機器については、移設前の動作確認を実施し、対象機器メーカーから確認済証等を提出すること。

イ システム動作確認時に不具合が見つかった場合は、即座に大阪大学へ連絡するとともに、別途修理の見積もりを用意すること。

ウ 状況確認終了後、不具合が発生していないことを確認した後に対象機器メーカーより作業工程予定表を提出すること。

(2) 機器の移設

ア 既設の機器をシャットダウン、梱包の後、大阪大学テクノアライアンス棟B708号室に移設後セットアップすること。

イ 移設の際は対象機器メーカー立会いの下に作業を進めること。

ウ 設置場所や検出部との配線ルートについては、本学の指示に従うこと。

(3) 移設後の機器調整

機器移設完了後、対象機器メーカーによる点検を実施し、移設前と同等以上に運用できる性能であることを確認したうえで、動作状態が記された作業報告書等を提出すること。

5. 注意事項

(1) 入札前に、現地において確認を行うこと。日程については本学と協議して決めること。

(2) 機器移設期間はできるだけ短くなるように配慮し、効率的な作業工程となるよう調整すること。

(3) 対象機器の取り扱いには細心の注意を払い、慎重に移設すること。

(4) 本業務に必要な資材・機材は、受託者の負担とする。

(5) 本業務に必要な場所以外へは立ち入らないこと。また、本学所有の機材について、本業務に必要な機材以外には触れないこと。

(6) 第三者又は本学の所有物を破損した場合には、その損害を賠償しなければならない。

(7) 移設業務を終了した際には、移設業務完了報告書を速やかに提出すること。